

令和5年3月15日

支 部 長 各位  
加盟団体代表者 各位  
会 員 各位

一般財団法人長野県剣道連盟  
会長 加瀬 浩明  
(公印省略)

## 面マスクの着用について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本連盟の諸事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、令和5年3月10日付で公益財団法人全日本剣道連盟より方針が出されました。それを受けた本連盟の対応につきましては下記のとおりといたします。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 全剣連の方針について

令和5年3月10日

## 面マスクの着用について

公益財団法人 全日本剣道連盟

政府（厚生労働省）は、マスクの着用について、「令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになります。本人の意思に反してマスクの着用を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。」との方針を示しました。

公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）においても政府の法人及び全剣連による調査に基づき、令和3年8月4日付「対人稽古に関する感染予防ガイドライン」にかかわらず、令和5年3月13日以降、剣道における面マスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。

しかしながら、剣道は新型コロナウイルス感染症の感染原因となる飛沫を発する武道ということに鑑み、以下の諸点に留意して稽古をしていただくようお願いいたします。

#### 1. 面マスクを着用しない場合は、口の部分を覆うシールドの着用をお願いします。

- 全剣連はシールドの飛沫防止能力について、再度科学的調査を実施しました。シールドは多くの種類が販売されていますが、全剣連の行った調査によれば、大きな飛沫（ $5\mu$ 以上）については各シールドとも一定の効果がありました。しかし、小さな飛沫（ $0.5\mu$ 以上）については各シールド間で飛沫防止能力に差があり、シールドの形状によっては、ほとんど防止能力がないものもありました。  
ただし、全剣連の調査では、シールドの下部の隙間をスポンジ状のもので塞ぐと、飛沫飛散の防止に大きな効果が得ることができました。ぜひ参考にしてください。

##### 【参考】全剣連の調査

$5\mu$ 以上の飛沫は、その多くが1.5～2メートルの距離で落下しますが、より小さなものは空気中を漂い、オミクロン株の感染原因になります。このため全剣連は、5種類のシールドについて、大きな飛沫（ $5\mu$ 以上）と小さな飛沫（ $0.5\mu$ 以上）に対し各々どの程度の飛散防止能力があるかを調査しました。結果は以下のとおりです。

- ⇒大きな飛沫（ $5\mu$ 以上）14%～89%の飛沫防止
- ⇒小さな飛沫（ $0.5\mu$ 以上）マイナス30%～47%の飛沫防止
- ⇒スポンジ装着 小さな飛沫68%、大きな飛沫95%を防止

- 面マスクの着用は個人の判断ですが、重症化リスクの高い人（基礎疾患のある形、例えば70歳以上の高齢者等）については、感染防止のため引き続き面マスク及びシールドを着用した方が良いとの専門家の意見があることにもご留意ください。

2. 面マスクの着脱に問わず、以下の基本的な感染対策につきましては引き続き徹底いただきますようお願いいたします。（「対人稽古に関する感染予防ガイドライン」参照）
- 工業用送風機を用いるなど、道場内の換気の徹底【重要】
  - 二酸化炭素チェッカーの設置
  - ワクチン接種の推奨
  - 三密の回避
  - 手指の消毒
3. 居合道、杖道においても、面マスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。

以上

## 2 本連盟の対応について

### (1) 本連盟主催行事参加にあたって

- ①全剣連の方針に従うことを原則としますが、以下の行事（すでに実施要項が出ているもの）については、現状に鑑みてこれまでどおりの対応で開催いたします。

#### 【行事名及び開催期日】

- ㊦令和4年度第4回剣道段位（初段～三段）審査会（令和5年3月21日）
- ㊧令和4年度剣道称号・六・七・八段受審者講習会（令和5年3月25日・26日）
- ㊨国民体育大会剣道競技「成年男子の部」長野県予選会（令和5年4月2日）
- ㊩第15回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会長野県予選会（令和5年4月2日）
- ㊪国民体育大会剣道競技「少年男女の部」長野県予選会（令和5年4月16日）
- ㊫令和5年度中学生強化指定選手（1年生）選考会（令和5年4月16日）
- ㊬令和5年度第1回剣道段位（四・五段）審査会（令和5年4月23日）

#### 【面マスク・シールド着用に関する対応】

- ・面着用時は面マスク・シールドを着用する。通常時は家庭用マスク（面マスク併用可）を着用する。（協力依頼であり強制するものではありません）

#### 【理由】

- ・全剣連主催行事（大会・審査会等）における対応については不確定の部分があるため
- ・感染対策の観点から幅広い年齢層の参加による行事では慎重な対応が必要と考えるため
- ・競技性の観点から出場者の公平性を保つため

- ②新型コロナウイルス5類移行後（R5.5.8）の対応については、後日通達いたします。

### (2) 支部・加盟団体（所属する団体を含む）の対応について

- ①大会等の行事開催時は本連盟の対応に準じていただきますようお願いいたします。
- ②稽古等の通常の活動については、全剣連の方針に従ってください。

## 3 その他

- ・全剣連主催行事開催時の対応については、その都度連絡いたします。

以下の行事につきましては、従前どおり「面マスク・シールド着用」により実施するとの連絡がありました。

○令和5年度第1回剣道合同稽古会「北信越地区」（令和5年4月1日 石川県立武道館）

- ・他都道府県で開催する行事等の参加においては、当該の主催者側の方針に従っていただきますようお願いいたします。

以上

一般財団法人長野県剣道連盟  
副会長兼専務理事 常田 政邦  
〒380-0844 長野市諏訪町 503  
TEL 026-237-8939  
FAX 026-235-8266